

説明会のお知らせ

市民後見人の養成研修に向けた事前説明会の開催について

札幌市では、市民後見人の養成を目的として、札幌市社会福祉協議会において9月から研修を行うにあたり、右記のとおり事前説明会を開催いたします。

後見制度とは？



成年後見制度は、家庭裁判所が選任した親族や弁護士等が後見人等となり、対象者の身上監護（介護サービス利用契約等）や財産管理（預金の出し入れ等）を行うものですが、認知症高齢者の増加に伴い、その必要性は一層高まっています。

市民後見人とは？



上記の状況から、弁護士や司法書士等の資格は持たないものの、社会貢献への関心が高い一般市民が、一定の基礎知識等を身に付け、「市民後見人」として活躍することが期待されています。



①名称：

札幌市市民後見人養成研修事前説明

②開催日時：

令和元年（2019年）6月29日（土）
13:30～16:00（12:30から受付開始）

③開催場所：

札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1
札幌市社会福祉総合センター4階 大研修室
（地下鉄東西線「西 18 丁目」駅下車 1 番出口から徒歩3分）

④定員：

250 名（先着順）

⑤申し込み期間：

令和元年（2019年）5月14日（火）～6月21日（金）
定員となり次第締切

⑥申し込み方法：

札幌市コールセンターまで、下記の方法で申込
電話 011-222-4894（8：00～21：00）
FAX 011-221-4894
WEB <http://www.city.sapporo.jp/callcenter/uketsuke/index.html>

QRコードも
ご活用ください



⑦内容等：

別紙開催要項（チラシ）のとおり

⑧お問い合わせ先：

社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
高齢者・障がい者生活あんしん支援センター 担当：大石、手島
電話 011-632-7355 FAX 011-613-5486

